認定こども園 南部幼稚園運営規程(園則)

(施設の名称等)

- 第1条 学校法人本田学園が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、 次のとおりとする。
 - (1) 名称 認定こども園 南部幼稚園
 - (2) 所在地 鹿児島県鹿屋市下堀町9579-1

(施設の目的)

第2条 認定こども園 南部幼稚園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設 の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利 用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを 目指す。
- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、 特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の 児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

- 第 5 条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第 一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極 的に支援するものとする。
- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育で支援事業のうち、 その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実 施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制 の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用 を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容 は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長(教頭) 1人

副園長(教頭)は、利用子どもを全体的に把握し、園長を補佐する。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者から の育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4)保育教諭 8人以上

保育教諭は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子ど もが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5)調理員 2人以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 栄養士 1人以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成 するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 事務職員・用務員 1人以上

事務職員・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで
- (2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで
- (3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

- 第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。
- 2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 年末年始休日(12月29日~1月3日)
- (3) 年度末(3月末1日)
- (4)入園式前日
- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある 又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を 行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、休園することがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

- 第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。
 - (1)保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時から午後4時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (3) 教育標準時間は、午前8時00分から午後2時30分とする。

- 2 当園の開所時間は、午前7時00分から午後7時00分とする。
- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る 保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育 を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

- 第10条 当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子 どもの保護者から徴収する。
- 2 当園においては、特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、別表2に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 4に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1号		_	_	27人	27人	26人	80人
2号・3号	6 人	10人	8人	2 人	2 人	2 人	30人
合計	6 人	10人	8人	29人	29人	28人	110人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたとき は、正当な理由がなければ、これを拒まない。
- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準 時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合にお

いては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示 する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終 了するものとする。
- (1)子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学 前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- (5) 保育料を2ヶ月以上滞納したとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに 体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又 は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常 災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知す るとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。 (虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

- 第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行 う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじ め文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合も しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

- 第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応 するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

- 第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から5年間保存する。
 - (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- この規程は平成31年4月1日から改正施行する。
- この規程は令和元年10月1日から改正施行する。
- この規程は令和2年4月1日から改正施行する。
- この規程は令和3年4月1日から改正施行する。
- この規程は令和4年4月1日から改正施行する。
- この規程は令和5年4月1日から改正施行する。
- この規程は令和6年4月1日から改正施行する。
- この規程は令和7年4月1日から改正施行する。

別表1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
	楽器修理費、バス修理費、砂・用具の補充、画	
数 去 去 字 弗	用紙、色紙、のり、体育遊び、スポーツリズム	5・4・3 歳児 2,000 円
教育充実費	トレーニング、ICT 教育、イモの収穫、行事に	2・1・0 歳児 1,000 円
	かかる費用など	
		13,650円(年額)
卒園アルバム代(年長児)	卒園記念アルバム代	4月 1,650円
		5月~12月 1,500円
	施設設備・用具の拡充や老朽施設設備の取替更	
施設費	新、既存施設設備の維持管理、その他園内にお	1,000円/月
	ける保育環境の整備充実のための費用	
英会話(3歳以上児)	英会話講師の指導料、資料代	170円/月
リトミック(2歳・3歳)	リトミックの指導料、資料代	200円/月
1歳児は3学期から行う	ソドミックの担告性、貝件11	200円/A
手数料	保育料口座振替手数料	20円/月

別表2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費(1号認定)	給食実費徴収代(月曜~金曜)	(4月~8月4,600円
※新 2号認定除く	主食費 1,000 円・副食費 3,600 円	・9月~3月4800円)/月
給食費	給食実費徴収代(月曜~土曜·長期保育)	(4月~8月6,000円
(2号・新2号認定)	主食費 1,000 円・副食費 5,000 円	・9月~3月6,200円)/月
バス利用料(希望者)	2歳以上児 バス燃料・送迎代	往復 2,600円/月 片道 1,600円/月

※) 副食費は、市町村が決定する副食費実費徴収免除対象者からは徴収しません。

別表 3

項目	金額	
保育認定及び新 2 号認定子どもの延長保育に係る利用者負担		
標準時間認定 7時~7時30分迄		
(但し、0歳児は7時30分~受け入れ可)		
標準時間認定 18時30分~19時迄	500円/口筎	
短時間認定 7時~8時00分	500円/日額	
(但し、0歳児は7時30分~受け入れ可)		
短時間認定 16 時~18 時迄		
短時間認定 18 時~19 時迄		

別表4

(平日)

項	目	金	額
新 2 号	·認定除く教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用		
	者負担		
	朝預り 7時~8時迄		5 0 0 円/日額
	夕預り 15 時~18 時迄		4 5 0 円/日額
	夜預り 18時~19時迄		500円/日額

(土曜)

項	目	金	額
	教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担		
	朝預り 7時~8時迄		500円/日額
	土曜日預り 8時~15時		5 0 0/日額
	夕預り 15 時~18 時迄		4 5 0 円/日額
	夜預り 18時~19時迄		5 0 0 円/日額